

情報名	ミャンマー 新会社法の成立	
規制番号(新・改正)	Myanmar Companies Law 2017	改正
ニュースソース	森・濱田松本法律事務所(担当: 井上 淳)	

## ニュースレター

2017年12月、ミャンマーの新会社法が成立しました。施行は2018年8月以降の予定とされていますが、本年4月に運用が開始された新投資法に続き、ミャンマーにおける企業活動に大きな影響を及ぼす法改正であり、本号ではその内容(メリット・デメリット)および活用方法等をご案内します。

【ご参考】 新会社法 英語参考訳

[http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/final\\_mcl\\_english\\_version\\_6\\_dec\\_president\\_signed\\_version\\_cl.pdf](http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/final_mcl_english_version_6_dec_president_signed_version_cl.pdf)

(出所) ミャンマー計画財務省・投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration: DICA) ウェブサイト

以下より、森・濱田松本法律事務所の執筆による新会社法の紹介となりますので、ご参考ください。

### < 森・濱田松本法律事務所 >

#### 1. はじめに

ミャンマーでは1914年に現行会社法が施行されて以来、100年以上にわたってその内容について実質的な法改正は行われてきませんでした。そのため、企業活動の実態に即した現代化の必要性が叫ばれており、昨年初めに新会社法(Myanmar Companies Law)のドラフトが公表されて以降、数次にわたるドラフトの変更を経て、政府関係機関および連邦議会での審議が行われてきたところです。2016年以降、投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)(以下「DICA」という)を含む関係当局により、「近く成立する」旨のアナウンスが数度に亘って行われており、多くの投資家はその動向を注視してきておりましたが、ようやく2017年11月23日に連邦議会で可決され、2017年12月6日に大統領の署名を経て新たな法律として成立しました。なお、新会社法は別途大統領が定める日より施行すると定められています。大統領による正式な決定を経たものではありませんが、DICAのウェブサイトによれば、2018年8月が現時点での施行開始予定日として想定されているようです。

#### 2. 新会社法における主な改正点

新会社法における現行会社法からの変更点として、形式面では、条文数が現行会社法の約370条から487条へと増加した点が挙げられます。内容面の改正は多岐に及びますが、大きく下表のように分類することが可能であると考えられます。

	分類	内容
	現行会社法に明文規定がない中、従前より解釈や運用によって行われてきた対応を明文化したもの	● 株主総会および取締役会のテレビ・電話会議による開催の明記など
	現行会社法に規定はあるものの、その内容が不十分であるため実態として機能していなかった規定について内容を整備したもの	● 種類株の発行手続の整備 ● 組織再編制度の整備など
	現行会社法における規制を緩和するもの	● 一人会社(株主が1名の会社)の解禁 ● 「外資会社」の定義の改正 ● 外資会社による持株会社の設立および不動産担保権設定の解禁など
	新たな規制を定めるもの	● 居住取締役要件の新設 ● 拠点設置義務に関するセーフハーバー・ルールの新設など

### 3. 新会社法の改正点と実務での活用方法

新会社法には、外資(外国会社または外国人をいう。以下同じ)による投資の自由度の向上に資するものや、外資による投資活動に関する事務手続等の負担を軽減するものといったポジティブな影響が予想される改正点が盛り込まれている反面、新たな制度の下での規制強化が行われる可能性があるものも含まれています。本項では、前者のポジティブな側面について、その改正内容および実務上の活用方法・活用場面等を紹介します。

#### (1) 「外資会社」の定義の変更

新会社法における「外資会社」(foreign company)の定義は、「外国会社または外国人が直接または間接的に35%を超えて保有する会社」と規定されました。この点について、過去のドラフトでは、「外資会社」に該当するかどうかの外資持分の閾値は「別途Notificationで定める割合」とされていましたが、最終的に具体的な割合が法律の規定として盛り込まれたこととなります。

現行会社法の下では、外資が1株でも保有する会社は「外資会社」に分類され、ミャンマー投資法(Myanmar Investment Law)に定める外資禁止業種への従事が禁じられます。また、不動産譲渡制限法(Transfer of Immovable Property Restriction Law)に基づき、不動産の保有が禁じられるほか、ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission)(以下「MIC」という。)による承認を得た場合を除き、原則として1年を超える長期リースが禁じられるといった規制の適用を受けることとなります。また、商業省による輸出入規制の実務上、外資会社は原則として輸出入を行うことが認められていません。

これらの点に関して、新会社法では、外資の持分が35%以下に留まる限り、当該会社は上記規制の適用を受けず、基本的にはミャンマー内資会社と同様の法規制の下での事業活動が可能になると考えられます。具体的には、ミャンマー投資法に定める外資禁止業種への参入が可能になるほか、MICの承認を得なくとも不動産の長期リースが認められるのみならず、当該会社による不動産の保有自体も認められることになるとの見解がDICAにより示されています。DICAによる上記見解がミャンマー政府全体の考え方として確立したものであるかどうか、特に商業省による輸出入実務との関係で、外資比率が35%以下であれば輸出入が認められるのかという点には若干の

懸念が残りますが、仮にDICAの想定通りの外資規制の枠組みが実現されるとすると、外資持分が35%以下に留まる出資案件においては、事業活動の自由度が一定程度向上することが期待されるところです。

外資による具体的な活用の場面としては、まず、いわゆる「Trading事業」(小売業および卸売業)への投資が考えられます。Trading事業は原則としてミャンマー内資企業のみが従事することが認められる運用が採られているため、現行会社法の「外資会社」の定義の下では、外資はTrading事業に関して1株であっても投資することが認められませんでした。この点、新会社法の下では、35%までのマイノリティ出資であれば、外資によるTrading事業への投資が可能となると考えられます。

また、不動産投資案件において、不動産の所有権を保有する形で開発を実施するスキームを採ることが可能になると考えられます。上記のとおり、現行会社法における「外資会社」の定義の下では、外資が1株でも保有すると不動産譲渡制限法の適用により、不動産の保有は認められないこととされてきました。そのため、外資による不動産開発の場面では、MICの承認を得て長期のリースを設定することにより土地の利用権を確保する必要がありました。新会社法の下では、「ミャンマー内資会社」であれば土地の所有権を保有することも可能となると考えられることから、外資持分35%以下の開発ビークルによる不動産保有を前提とした開発スキームの設計も可能になると考えられます。

## (2) 一人会社の解禁

現行会社法の下では、非公開会社(株式の譲渡制限が定められていることなどの一定の要件を満たす会社を指し、ほぼ全ての外資会社がこれに該当します)について、最低2名の株主が必要とされていました。そのため、形式的には全ての株式を単一の親会社が保有するいわゆる「100%子会社」の設立は認められておらず、全ての場合において、実質的な株主に加えて、もう1名形式的な株主を置くことが求められました。そのため、かかる形式的な株主を置くことが、会社設立や運営における事務負担となるケースも散見されたところでした。

新会社法においては、株主は最低1名で足りると明記されています。これにより、株主1名のいわゆる一人会社の設立が可能になります。もう1名の形式的な株主を用意する必要もなくなり、設立・運営の事務負担が軽減されることが期待されます。なお、従来は株主が2名必要であることに伴って取締役も最低2名必要であると解されており、DICAの実務運用として取締役として最低2名を登録することが求められました。一人会社が解禁されたことに伴い、取締役の最低員数も1名とされたので、子会社の取締役の人選に関する事務負担の軽減が期待されるところです。

## (3) 種類株の発行手続の整備

株主としての権利内容について普通株と異なる定めを有する、いわゆる種類株については、その発行があり得ることを前提とした規定が現行会社法上も一応置かれていました。しかし、権利内容や発行手続に関する定めとして十分なものではなく、実務上会社法に依拠して種類株式の発行を行うことができないという実態がありました。

新会社法では、配当に関して優先的な権利内容を定める優先株、所定事由の発生や一定期間の経過などにより発行会社が株主から当該株式の買取および償還を行う償還株のほか、議決権に関して制限がある議決権制限株や無議決権株など、種類株の具体的な権利内容について明

確に規定しています。また、その発行手続についても整備され、定款または発行要項に種類株の権利を規定すべき旨が明記されました。

種類株の発行に関して十分な規定を有しない現行会社法の下における従前の運用では、全ての株主が同一の権利内容を有する普通株の発行のみが可能とされてきました。そのため、議決権の行使には関心はないが配当は優先的に受け取りたい、などの多様な投資家のニーズに対応する資本政策を採ることができませんでした。

外資による種類株の具体的な活用場面としては、Trading事業のようなミャンマー内資企業のみが従事し得る事業について、「外資の持分」を35%以内に抑えることにより「ミャンマー内資会社」のステータスを維持しつつ、配当についてはそのマジョリティを外資側が確保できるような形の優先株を外資に対して割り当てるといったことが考えられます。

また、外資によるミャンマー企業との合併事業で追加の資金調達が必要となる場面でも、しばしば直面するのが、ミャンマー企業側においてプロラタの追加出資に応じられる資金を有していない（他方で議決権の希薄化は受け入れられない）という問題です。このような場合に、既存の議決権比率に希薄化を生じさせることなく一方の株主のみが追加出資を引き受ける方策として、当該追加出資に際しては無議決権優先株（議決権がない代わりに配当が優先的に支払われる種類株）を割り当てるといった対応も考えられます。

上記のような多様な種類株の発行が可能となれば、こちらに挙げたような例に留まらないケース・バイ・ケースでの投資スキームの構築が相当程度可能になり、投資活動の自由度は大きく向上することが期待されます。

#### (4) 外資会社による持株会社の解禁

現行会社法の下では、明文の禁止規定などは存在しないものの、DICAの運用として、外資会社が子会社を保有することは長らく認められていませんでした（最近になって、子会社の事業目的が、親会社となる会社が定款において定める事業目的の範囲内にある場合に限り、外資会社であっても子会社を保有することが認められるとする運用が開始されています）。

新会社法では、ミャンマー内資会社であるか外資会社であるかを問わず、持株会社の設立が可能であることが明記されました。これにより、従前の運用では難しかった外資による持株会社の設立が可能になり、ミャンマー国内で複数の子会社を有する場合に、それらをミャンマー国内の持株会社において統括するという投資ストラクチャーを採ることも可能になることが期待されます。たとえば、外資がミャンマーにおいて展開する複数の投資事業を統括する持株会社を設立し、当該持株会社の下に、外資規制の適用の有無に応じてミャンマー内資会社または外資会社となるよう持株会社の持分比率を設定した複数の子会社をぶら下げる（具体的には、ミャンマー内資会社のみが実施可能なTrading事業などについては、現地パートナー企業とともに外資持分35%以内の「ミャンマー内資会社」として設立し、特段の外資規制の適用を受けない事業については完全子会社を含む当該持株会社がマジョリティを有する「外資会社」として設立するといったようなことが考えられます）、という形の投資ストラクチャーの構築が可能になると考えられます。

#### (5) 外資会社による不動産担保権設定の解禁

外資会社は、不動産譲渡制限法の解釈に基づき、不動産の保有および1年を超える長期のリースのほか、不動産担保の取得が禁止されるとの運用が行われてきました。新会社法においては、

不動産担保権の設定および実行は不動産譲渡制限法に反しないこと、つまり、外資会社であっても不動産担保権の設定および実行が可能であることが明文で規定されています。

ミャンマーの実務上、担保物件として主に想定されるのは不動産であるという実態があります。そのため、外資会社が不動産担保権を取得できないことは、外資会社によるミャンマー国内への融資の場面での担保アレンジに関する制約となっていました。なお、現行会社法の下でも、セキュリティ・エージェントの利用により間接的に不動産担保権を取得することは可能であると解されており、実務上そのような対応が行われた実例も存在します。この点、上記改正により、外資会社が不動産担保権を直接取得することを含むセキュリティ・パッケージの組成が可能になり、スキームの自由度の向上が期待されるところです。

#### 4. 規制強化の側面

新会社法には、上記3.で検討したとおり投資活動へのポジティブな影響が見込まれる改正点が数多く盛り込まれている反面、現行会社法に基づく現状の運用に比して規制を強化する方向での改正点もいくつか含まれています。本項では、新会社法による規制強化の側面について検討します。

##### (1) 居住取締役要件の新設

新会社法では、非公開会社の取締役の要件として、最低1名がミャンマーの「居住者」(永住者または12ヵ月間において183日以上ミャンマー国内に滞在する者)でなければならないと定めています。

日系企業のミャンマー子会社では、日本等の親会社から派遣する役職員が取締役に就任することが一般的ですが、ミャンマーに現地子会社の取締役として赴任するまではミャンマー国外で執務していることが通常と思われます。そのため、取締役が就任時点で上記の「居住者」に該当することは想定し難く、ミャンマー内資会社との合弁事業においてミャンマー側から就任する取締役がいる場合は別として、外資単独で実施する事業において取締役の居住者要件の充足を求めるのは極めて非現実的であるように思います。

取締役の居住者要件に関して、新会社法の規定文言に則した厳格な運用がなされた場合には、上記のとおり、外資による投資活動に関する大きな障害となる可能性が高いように思われます。この点については、そもそも「居住者」の要件を充足しているか否かをどの時点で判断するのか(取締役就任時までに「居住者」である必要があるか、取締役就任後の12ヵ月間で183日以上ミャンマーに滞在することにより、「居住者」に該当すれば良いのか)という点も含め、現実的に利用者に対応可能な形での運用がなされるよう、当局と議論していく必要があると考えています。

##### (2) 現地拠点設立義務の明確化

新会社法では、外国会社がミャンマーにおいて事業活動を行う場合の現地拠点設置義務(いわゆる「Doing Business規制」)と、当該義務の適用を受けない場面に関する規定(いわゆる「セーフハーバー・ルール」)が明記されました。現行会社法においても、ミャンマーでの事業実施に際しての現地拠点設置義務については規定が置かれていました。しかし、どのような場合に「ミャンマーで事業を行っている」と見なされるのか、すなわち、どのような活動を行う場合に現地拠点の設置が義務付けられるのかという点については何ら規定されておらず、当局からも何ら基準は示されてきませんでした。

この点について、新会社法では、Doing Business規制について明記したうえで、現地に銀行口座を保有していることや、現地で法的紛争の当事者となることなどを含む一定の事由があることのみを以て、当該会社がミャンマーで事業を行っていることにはならない、という形でのセーフハーバー・ルールが定められました。そして、その一つとして、「同種の取引が反復継続して行われるものではない独立した取引であって、30日以内に履行が完了する場合」が規定されています。仮にDoing Business規制について厳格な運用が行われた場合、たとえば、上記セーフハーバー・ルールとの関係で、31日間で履行が完了する取引を行う場合は常に現地拠点の設立が必要であるとの解釈が採られたような場合には、外国会社が現地拠点を設置することなくミャンマーでの投資活動を行う可能性を制約するものとなり得ます。基準が明確化されたという点に着目すれば、新会社法によるポジティブな影響がある事項として整理し得るものの、その反面上記のようなネガティブな影響も予想されるところです。Doing Business規制の考え方については、DICAがガイドラインを作成・公表するとの情報もあり、今後の当局の動向には注意が必要なところと見られます。

## 5. 今後の留意点

上記1.のとおり、新会社法は別途大統領が定める日より施行されることになっています。この点について、DICAのウェブサイトでは、DICAでは新会社法の運用開始に合わせた新たな電子登録システムの導入と関係職員への教育研修の実施を企図しており、同システムの運用開始時期として見込んでいる2018年8月より新会社法の施行も開始される予定である旨が公表されています。新会社法の条文上、新会社法の施行と電子登録システムの導入は必ずしも同時に行われる必要はなく、新会社法の施行を先行させたとしても特段の問題はないはずですが、DICAとしては、新法と新システムは同時に運用が開始されるべきであるとの考えを持っているようです。なお、上記のタイムラインは新システムの設計・導入がスムーズに進んだ場合の見通しに基づくものであると考えられるため、今後の進捗によっては来年後半以降にずれ込む可能性も否定できないように思われます。新会社法の規定を前提にした投資ストラクチャーの検討を行っている企業にとっては、施行のタイミングは極めて重要な問題であり、当局の動向を注視していく必要があります。

また、新会社法施行後も、DICA等の関係当局が新制度の下での運用をスムーズに開始できるかという点についても留意が必要と思われる。上記3.で検討したとおり、新会社法には、投資ストラクチャーの自由度向上に資する様々な新制度が盛り込まれていますが、これらを有効に機能させるためには、当局が新制度を正しく理解し、適切な運用が行われることが不可欠です。しかし、現行会社法の下での当局の実務処理能力を見る限り、新会社法に盛り込まれた様々な新制度を適切に運用できるかどうか、という点については残念ながら疑問を呈さざるを得ないのが現状です。そのため、新会社法の施行後も、新制度が当局の実務として確立するまでには一定の時間が必要であることを前提とした検討を行っておくことが望ましいと思われる。

### 【執筆者紹介】

#### 井上 淳

森・濱田松本法律事務所アソシエイト。2001年東京大学法学部卒業、2001年国際協力銀行勤務（～2004年）、2007年弁護士登録、2010年金融庁総務企画局市場課勤務（～2011年）、2013年ノースウェスタン大学ロースクール(LL.M.)卒業。日本企業によるミャンマー進出の支援、特に、不動産投資案件、現地企業とのM&A・合併案件を幅広く取り扱っている。主な著作として「外国公務員贈賄規制と実務対応 海外進出企業のためのグローバルコンプライアンス」(商事法務 2014年、共著)、「ミャンマー法務最前線(第2版)」(商事法務 2017年、共著)など。

お問い合わせ先 株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部 企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

